

(別紙 3)

高松市・庵治町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、高松市・庵治町合併協議会規約（以下「規約」という。）第 17 条第 2 項の規定に基づき、高松市・庵治町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第 2 条 規約第 8 条第 1 項第 4 号又は第 2 項の規定による委員（地方公共団体の常勤職員である者を除く。）及び規約第 15 条第 1 項の規定による監査委員の報酬の額は、日額 6,500 円とする。

(費用弁償の額)

第 3 条 協議会の委員等（前条の委員及び監査委員並びに地方公共団体の長、助役及び常勤職員である者を除く。）が会議等に出席したときは、費用弁償として日額 6,500 円を支給する。

2 協議会の委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、その費用弁償として、高松市の例により旅費を支給する。

(支給方法)

第 4 条 協議会の委員等に支給する報酬及び費用弁償の支給方法については、高松市の例による。

(委任)

第 5 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、平成 16 年 6 月 1 日から施行する。